

(第1面)

産業廃棄物処理計画作成 (変更) 報告書

令和7年6月30日

(宛先)
越谷市長



報告者 住所 越谷市西方2986-2
氏名 タワーベーカリー株式会社
代表取締役社長 国領 順二
電話番号 048-985-7070

令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成 (変更) したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段 (後段) の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	タワーベーカリー株式会社
事業場の所在地	越谷市西方2986-2
計画期間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日
変更の概要	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	パン製造業
② 事業の規模	603,600万円
③ 従業員数	356人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック・・・収集運搬→選別→発電原料 ・ 廃プラスチック・・・収集運搬→粉碎・溶解・固化→RPF製造 ・ 混合物 (金属・樹脂)・・・収集運搬→選別→管理埋立・リサイクル・燃料化 ・ 汚泥・・・収集運搬→脱水→管理埋立 (一部コンクリート原料) ・ 動植物性残渣・・・収集運搬→混合・加熱→液状飼料 ・ 廃金属・・・収集運搬→圧縮→製鉄会社 ・ ガラスくず・・・収集運搬→破碎・水銀回収

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
工場長(廃棄物統括処理責任者) → 廃棄物管理担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(2024年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排出量	561 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙1参照		
② 計画	【目標】(2025年度)		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排出量	553 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙1参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチックの一部で分別できないものがある。その他すべて分別できている。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別の強化及び業者の選定により有価物にする。 ・汚泥 洗浄方法の見直しと教育を行い、汚泥状態を確認しながら回収回数を削減する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	561 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	471 t	t
	再生利用業者への処理委託量	561 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2参照		

② 計画	【目標】(2025年度)		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	553 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	467 t	t
	再生利用業者への処理委託量	553 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2参照		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

《別紙 1》

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度実績】(2024年度)			
産業廃棄物の種類	排出量	(これまでに実施した取り組み)	
①現状	廃プラスチック	189.200 t	分別の強化、有価物化(紙類の有価物化)
	汚泥	294.530 t	機器類のメンテナンス強化、回収頻度の見直し
	廃金属	4.360 t	有価物化
	ガラスくず	0.010 t	蛍光灯LED化、高寿命化の検討
	動植物性残渣	73.220 t	①製造余裕率の見直し ②習熟度向上によるロス発生削減 ③機器類のメンテナンス強化により、機器由来のロス発生削減 ④有価販売の継続
【目標】(2025年度)			
産業廃棄物の種類	排出量	(今後実施する予定の取り組み)	
②計画	廃プラスチック	187.000 t	★受注生産の業態のため、受注数の増加により不要物が増え 大幅な削減は見込めないが、以下の実施に取り組む予定 分別強化、有価物販売に取り組む
	汚泥	292.000 t	洗浄方法の見直しと教育を行い、汚泥状態を確認しながら 回収回数を削減する。
	廃金属	4.000 t	分別の教育および分別された物の有価物化。
	ガラスくず	0.010 t	誘導灯のLED化、現状維持。
	動植物性残渣	70.000 t	作り直し生産を減らし、有価物販売の継続

《別紙 2》

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度実績】(2024年度)						
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	廃金属	ガラスくず	動植物性残渣	
①現状	全処理委託量	✓ 189.2	✓ 294.53	4.36	0.01	73.22
	優良認定処理業者への処理委託量	✓ 184.07	286.62		0.01	
	再生利用業者への処理委託量	✓ 189.2	✓ 294.53	4.36	0.01	73.22
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
(これまでに実施した取り組み)						
	廃プラスチック...	分別の強化、有価物化(紙類の有価物化)				
	汚泥...	機器類のメンテナンス強化、回収頻度の見直し				
	動植物性残渣...	歩留まり向上によるロス削減、有価物販売の継続				
【目標】(2025年度)						
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	廃金属	ガラスくず	動植物性残渣	
②計画	全処理委託量	187	292	4	0.01	70
	優良認定処理業者への処理委託量	183	284		0.01	
	再生利用業者への処理委託量	187	292	4	0.01	70
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
(今後実施する予定の取組)						
	★受注生産の業態のため、受注数の増加により不要物が増え 大幅な削減は見込めないが、以下の実施に取り組む予定					
	廃プラスチック...	分別強化、有価物販売に取り組む				
	汚泥...	洗浄方法の見直しと教育を行い、汚泥状態を確認しながら 回収回数を削減する。				
	廃金属...	分別の教育および分別された物の有価物化				
	動植物性残渣...	作り直し生産を減らし、有価物販売の継続				